現行日本刑法の「教唆」と旧中国律の

「造意」との関係について

佐 立 治

沙

一 旧刑法の教唆条

一 ボアソナードの説明

五 井上毅とボアソナードとの問答

旧中国律の教唆の規定

ハ 「造意」について

七 現行刑法の教唆条の正当性に対する疑い

一現行刑法の教唆条

る。」と定められている。これは平成七年に表記が平易化された条文であって、表記が平易化される前は「人ヲ教唆 現行刑法第一編第十一章、共犯、第六十一条第一項に「人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科す

現行日本刑法の「教唆」と旧中国律の「造意」との関係について

一 (二八〇)

重罪軽罪ヲ犯サシメタル者ハ亦正犯ト為ス」という条文を引き継いだものである。このことは、 シテ犯罪ヲ実行セシメタル者ハ正犯ニ準ス」という条文であった。この条文は、旧刑法第一〇五条の「人ヲ教唆シテ 一十三回帝国議会に提出された「刑法改正案」に附された「参考書」の第六十一条の項に次のように説明されている 明治四十年二月に第

ことから知られる。

同一なることを明にするものなり。」(日本立法資料全集26 と為すと規定すれども、 したる場合の規定とす。 一本条第一項は、現行法 改正案は、正犯二準スと改めたり。是教唆者は実行正犯に非ざるも、 現行法は (旧刑法を指す。以下同じ。佐立注。) 第百五条と同一の規定にして、所謂実行正犯を教唆 (中略) 文字稍不明なる虞あるを以て、之を修正せり。現行法は又、教唆者を正犯 『刑法 〔明治40年〕(6)』信山社、 其責任に於ては正犯と 一九九五年。三一二頁。

二 旧刑法の教唆条

条文以外は片仮名を平仮名に変え、句読点及び濁点を附けた。)

正犯ト為ス。」(句読点を附けた。以下同じ。)という条文は、次のような草案の変遷を経て成立した。 刑法第一編第八章、 数人共犯、 第一 節、 正犯、 第一○五条の「人ヲ教唆シテ、重罪軽罪ヲ犯サシメタル者ハ、亦

別ニ教唆者ノ刑ヲ加重シ、又ハ出版演説ノ条例ニ依テ教唆ニ止ル者ヲ罰スルハ、各其法律条例ニ従フ。」という条文 書ヲ刊行公布シテ、国ノ安寧ニ関シ、又ハ人民ニ対シタル重罪軽罪ヲ犯スコトヲ教唆シタル者亦同シ。但法律ニ於テ 故意ヲ以テ人ヲ教唆シテ、 『日本刑法草案』第一編第八章、数人共犯、第一節、正犯、第百十八条では、第一項に「脅迫贈与結約威権其他、 重罪軽罪ヲ犯サシメタル者、 亦正犯ト為ス。」、第二項に「論説ヲ公衆ニ演述シ、 若クハ文

が置かれている(『日本刑法草案会議筆記』第N分冊、早稲田大学出版部、昭和五十二年。第二十六巻三一一八頁)。

条文が削除され、同条第一項の条文の「脅迫」の前に「詐欺」二字が加えられ、「者亦」の間に「ハ」字が加えられ ·詐欺脅迫贈与結約威権其他、故意ヲ以テ人ヲ教唆シテ、重罪軽罪ヲ犯サシメタル者ハ、亦正犯ト為ス。」という条文 『刑法審査修正案』 一第一編第八章、数人共犯、 第一節、正犯、 第百五条では、『日本刑法草案』第百十八条第二項の

になっている(日本立法資料全集36Ⅱ『旧刑法〔明治13年〕(4)Ⅱ』信山社、二○一六年。二四八頁)。

ス。」という条文になっている 贈与結約威権其他、 『刑法審査修正案』を元老院で審議する前に作成された、『刑法審査修正案』の修正案の第百五条では、 故意ヲ以テ」の文言が削除され、「人ヲ教唆シテ、重罪軽罪ヲ犯サシメタル者ハ、亦正 (同上『旧刑法(4)Ⅱ』三八三頁)。この条文が元老院で可決され (同上三三五頁)、

三 ボアソナードの説明

旧刑法の第一〇五条の条文となった。

が、『日本刑法草案』第一稿の第百五条(『日本刑法草案』第百十八条に当たる。)が作成されるまでに交された、ボ (『日本刑法草案会議筆記』 第 Ⅰ 分冊、 アソナードと鶴田皓との討論を読む限り、『日本刑法草案』第百十八条とボアソナードの原案とは、内容に大きな違 いはなかったと考えられる。『日本刑法草案』第百十八条の原案について、ボアソナードは次のように説明している 『日本刑法草案』第百十八条の、ボアソナードが最初に提出した原案が、どのような条文であったかは不明である 早稲田大学出版部、 昭和五十一年。三八四頁)。

の心実に於ては、固より第一項の贈与結約云々と異ることなければなり。(条文以外は片仮名を平仮名に変え、 の教唆者と同じく見做すは、至極道理に適当するものとす。何故なれば、其方法の異る而已にて、 然し第二項の論説ヲ公衆ニ演述シ云々の主意は、白耳義刑法の右同条の主意に全く同じ。之を第一項の贈与結約云々 他人を教唆する所

此条は総て支那律に基きたるものなり。尤、伊太利亜刑法第七十六条及白耳義刑法第六十六条も皆大同小異なり。

点及び濁点を附けた。

以下同じ。)

る。そして、ボアソナードが「然らば此条の大旨に於ては異議なきや。」と尋ねると、鶴田皓は「然り。」と答えてい この説明に対して、 鶴田皓は「然り。其方法の如何に拘はらず、 教唆者は総て正犯と為すべきなり。」と答えてい

(同上三八四頁)。

本刑法草案』第百十八条第一項及び第二項の条文に似た条文は見当たらない。一方、同条第一項の条文は、イタリア ボアソナードは、『日本刑法草案』第百十八条の原案について、「此条は総て支那律に基きたるものなり。」と説明 鶴田皓もそれを否定していない。「支那律」とは清律を指す。しかし、清律にも明律にも、そして唐律にも、『日

共犯として処罰されるべきものとする。」(中村義孝編訳『ナポレオン刑事法典史料集成』法律文化社、二〇〇六年。 く似ている。ナポレオン刑法典第六十条には「贈与、約束、脅迫、職権もしくは権限の濫用、 刑法草案第七十六条及びベルギー刑法第六十六条だけではなく、フランスのナポレオン刑法典第六十条の条文にもよ 重罪または軽罪とされる行為を教唆しまたはその行為を犯すよう指示した者は、重罪または軽罪とされる行為の 陰謀もしくは詐術によ

七三頁から四頁。原語を示す注を省いた。以下同じ。)、そして、同第五十九条に「重罪または軽罪の共犯は、

または軽罪の正犯と同一の刑に処せられるべきものとする。」(同上一七三頁)と定められている。

シメタル者。二、公ケニ演説ヲ為シ、又新聞或ハ書物ヲ貼付シ、或ハ分派シ、直ニ罪ヲ犯スコトヲ鼓動シタル者。」 シ、褒賞ヲ与へ、又ハ之ヲ結約シ、又ハ脅迫恐嚇権威、又ハ其他ノ方法ヲ以テ、他人ヲシテ罪ヲ犯サンコトヲ決心セ 八七五年議定のイタリア刑法草案第七十六条には「左ニ記シタル者ハ、犯罪ノ附従トス。一、指令及ヒ挑唆ヲ為

に「第七十六条ノ一項ニ記シタル附従ハ、正犯ヲ罰スル為メノ刑ヲ以テ罰ス可シ。」(同上同頁)と定められている。 一八六七年制定のベルギー刑法第六十六条には「或ハ利ヲ以テ誘ヰ、 (司法省第八局編輯 『刑法表』明治十六年。信山社、平成十五年復刻版。百六十五頁)、そして、 或ハ約ヲ結ヒ、 或ハ刧迫シ、或ハ威福ヲ擅ニシ、 同第七十七条第一項

或ハ奸謀若クハ偽計ヲ以テ、軽重罪ヲ行ハシムル者。或ハ衆会公席ニ利害ヲ辨シ、或ハ路傍ニ議論ヲ掲示シ、

忽チ軽重罪ヲ犯サシムル者。以上ハ皆、造意者ヲ以テ論シ、其本刑ニ処シ(後略)」(同上百五十九頁

『日本刑法草案』第百十八条第二項の条文は、ボアソナードが、その主意はベルギー刑法第六十六条の主意に全く

から百六十頁)と定められている。

行書ヲ頒布シ、

る。また、イタリア刑法草案第七十六条第二項の文言(前掲)ともよく似ている。 と述べているように、ベルギー刑法第六十六条の「衆会公席ニ利害ヲ辨シ」以下の文言 (前掲) とよく似てい

そこで、ボアソナードが述べたという「此条は総て支那律に基きたるものなり。」という言葉は、 筆記者 の聞き違

いではないか、と考えたのであるが、そうではない。『日本刑法草案』の各条文を解説した『刑法草按注解』(上巻。

明治十七年。信山社、 一人、一罪を犯すことを決して、 一九九二年復刻版) 他人、其教唆により、之を施行することあり。 の中で、ボアソナードは、『日本刑法草案』第百十八条について、 仏国の法は、教唆する者を看

現行日本刑法の「教唆」と旧中国律の「造意」との関係について Ŧī.

唯に附従となしたり。勿論、該法に於ては、之を附従とするも、刑を軽くするに非ず。然れども、斯く名くる時 関法

たる者なり。猶豫せる犯者をして心を決せしめたる者なり。」(三三五頁。片仮名を平仮名に変え、句読点を附けた。) 本旧来の法律に従ひ、教唆者を正犯とせり。実に此徒は第一の犯者なり。犯罪の思考を以て、其思考なき犯者に勧め 教唆者の役目を軽くするが如し。 是れ不正の考へなれば、近来の法律は之を採用せず。 本条は、此点に於て、日

ら、『日本刑法草案』 と述べている。 日本旧来の法律」とは の編纂会議でボアソナードが述べた「此条は総て支那律に基きたるものなり。」という言葉は、 『新律綱領』を指す。『新律綱領』は清律を母法とする刑法典である。よって、右の解説か

言が清律の条文をもとにして作られた、という意味であることがわかる。 『日本刑法草案』第百十八条の条文のうち、「人ヲ教唆シテ、重罪軽罪ヲ犯サシメタル者、 亦正犯ト為ス。」という文

正犯」とは、『日本刑法草案』第百十七条の「二人以上連合シテ、現二罪ヲ犯シタル者ハ、皆、 正犯ト為シ、 各自

科される法定刑と同じ刑を科する、と一般的に定める条文が存在するはずである。ところが、以下に説明するように、 罪ヲ犯サシメタル者」は、 二其刑ヲ科ス。」という条文に拠れば、犯罪を実行して法定刑を科される者である。そして、「人ヲ教唆シテ、 の中に、自らは犯罪を実行せずに、他人を教唆して犯罪を実行させた者に対して、犯罪を実行した者が 自らは犯罪を実行しない者である。すると、ボアソナードの言葉が正しければ、 清律及び 重罪軽

『新律綱領』に限らず、唐律、 明律の中にも、そのように一般的に定める条文は存在しないのである。

旧中国律の教唆の規定

四

在する。 他人に犯罪を教唆して、 犯罪を実行させた者に対する処分を定めた旧中国律の条文として、以下に掲げるものが存

七歳以下は、死罪有りと雖も、 力が乏しい老人幼児に教唆指示して犯罪を実行させた者に対しては、その犯罪に対応する刑を科し、 明律及び清律の名例律、 唐名例律、老小及疾有犯条に「九十以上、七歳以下、雖有死罪、不加刑。即有人教令、坐其教令者。(九十以上、 老小廃疾収贖条の規定も、「即」が「其」になっている以外は同文である。 刑を加えず。即し人の教令する有らば、其の教令する者を坐す。)」と定められている。 善悪を判断する 犯罪を実行した

老人幼児には刑を科さない、という意味である。

められている。異姓養子であるのに、実子あるいは同姓養子と詐って、父親の武官を承襲することを教唆指示して、 承襲する者は、 辺遠充軍。 明律及び清律の吏律、 (中略)他人、教令者、並与犯人同罪。(若し異姓の外人を将て、乞養して子と為し、 乞養の子は杖一百、辺遠に発して充軍す。(中略)他人の教令する者は、並びに犯人と同罪。)」と定 職制、官員襲廕条に「若将異姓外人乞養為子、瞞昧官府、詐冒承襲者、 乞養子、 官府を瞞昧し、 杖一百、 発

教令する者は斬。)」と定められている。 唐賊盗律、造畜蠱毒条に「造畜蠱毒、及教令者、絞。(蠱毒を造畜し、及び教令する者は絞。)」、 人命、造畜蠱毒殺人条に「造畜蠱毒、堪以殺人、及教令者、斬。(蠱毒の以て人を殺すに堪うるを造畜し、 **蠱毒を造畜した者と、教唆指示してそれを実行させた者との両方に死刑を科** 明律及び清律の刑 それを実行させた者に対しては、実行犯に科する刑と同じ刑を科する、という意味である。

七(二七四

現行日本刑法の「教唆」と旧中国律の「造意」との関係について

八

する、という意味である

と定められている。 犯人と同罪。)」と定められている。他人を教唆して、人を誣告させた者に対しては、誣告を実行した者に科する刑と を訴えた者が科される法定刑よりも一等軽い刑を科する、という意味である。 同じ刑を科する、という意味である。また、唐闘訟律、教令人告事虚条の前掲条文の続きに「即教令人、告總麻以上 教唆指示して、人を誣告させたときは、誣告を実行した者が首犯とされ、法定刑を科され、教唆指示した者は従犯と 教唆詞訟、(中略) 唐闘訟律、 及部曲奴婢告主者、各減告者罪一等。被教者、論如律。(即し人を教令して、總麻以上の親を告せしめ、及び部 奴婢をして主を告せしむる者は、 虚にして応に反坐すべきは、(中略)告する者を以て首と為し、教令は従と為す。)」と定められている。他人に 法定刑より一等軽い刑を科される、という意味である。一方、明律及び清律の刑律、 教令人告事虚条に「教令人告、 増減情罪、誣告人者、与犯人同罪。(詞訟を教唆し、情罪を増減して、 他人に教唆指示して、その親族や主人を訴えさせた者に対しては、教唆されて自分の親族や主人 各々告する者の罪より一等を減ず。教せ被るる者は、 事虚応反坐、(中略) 以告者為首、教令為徒。(人を教令して告せしめ、 人を誣告せしむる者は 訴訟、 論ずること律の如し。)」 教唆詞訟条では

しめんと欲するは、皆、法を犯す者と同じく坐す。)」と定められている。また、明律及び清律の刑律、 知るを謂う。)、即ちに捕え、若しくは告し、或いは人をして捕告せしめ、購賞を欲し求め、及び憎嫌有り、 罪。)、即捕若告、或令人捕告、欲求購賞、及有憎嫌、欲令入罪、皆与犯法者同坐。(詐りて人を教誘して法を犯さし 唐詐偽律、 。犯す者、 詐教誘人犯法条に「

詐教誘人使犯法(本注。

犯者不知而犯之。)、

及和令人犯法 知らずして之れを犯す。)、及び和して人をして法を犯さしめ (本注。共に、 (本注。 犯すところ罪有るを 詐偽、 謂共知所犯有 罪に入れ 詐教誘

人犯法条にも「諸人設計用言、 教誘人犯法、及和同令人犯法、却行捕告、或令人捕告、欲求給賞 (清律は「給賞」を

陷害して罪を得しめんと欲する者は、皆、法を犯すの人と同罪。)」と定められている。賞金を得る目的で、 及び和同して人をして法を犯さしめ、却りて捕告を行い、或いは人をして捕告せしめ、 人を罪に陥れる目的で、他人をだまして、罪を犯しているとは知らずに罪を犯させ、または、 「賞給」に作る。)、或欲陷害人得罪者、皆与犯法之人同罪。(諸人、計を設け、言を用い、人を教誘して法を犯さしめ 給賞を欲し求め、或いは人を 罪を犯すことを承諾さ あるいは

せて罪を犯させた者は、 罪を犯した者が科される刑と同じ刑を科される、という意味である。

条について、「教令者と被教令者の間に於て、詐誘が行なわれたか否かを論ずることなく、みな該条を適用すること ができる。故に該条は広く教令者と被教令者の処罰に関する一般原則である。即ち両者の間に於て首従を分けること 教令者と被教令者 「清律に於ける共犯」(『国家学会雑誌』第八十五巻第五・六号掲載、一九七二年)は、 (原注。所謂「犯法者」) は同じ処罪に処せられる。」 (三十三頁から四頁) と述べ、また、 唐律の詐教誘

清律の詐教誘人犯法条についても、「教令犯の原則的規定である」(四十頁)としている。

ように、 ことを構成要件とする一個の罪を規定したものであって、 特殊な形態の教唆と、 六一頁) 唐律及び明清律の詐教誘人犯法条は、「教令者と被教令者の処罰に関する一般原則」を定めたものと受け取 が、唐律の詐教誘人犯法条について、「被教唆者を犯罪人に仕立てること自体(中略) 滋賀秀三訳註 教唆をもって準備した上で、被教唆者が罪を犯すのを見届けてこれを官憲に告発する 「名例」(律令研究会編 『訳註日本律令』 通常の意味での共犯に関する規定ではない。」と説明する 五所収、東京堂出版、 昭和五十四年。 を目的とする極めて

現行日本刑法の「教唆」と旧中国律の「造意」との関係について

ることはできないのである。

の中に存在する、と誤解したのであろうか。 条文は存在しないのである。それでは、なぜ、ボアソナードは、そして鶴田皓までもが、そのような条文が旧中国律 を教唆して犯罪を実行させた者に対して、犯罪を実行した者が科される法定刑と同じ刑を科する、と一般的に定める 唐律及び明清律、そして清律を母法とする『新律綱領』の中には、自らは犯罪を実行せずに、

五 井上毅とボアソナードとの問答

た。ボアソナードは一八七六年(明治九年)五月二十五日付の手紙で回答した。この問答は、 フランス刑法とを比べて、清律が優れていると考えられる点を四つ挙げ、ボアソナードに質問状を送り、意見を求め ずに返還された けであった。明治九年四月二十五日に司法省から正院に上呈され、五月十七日に元老院の議定に付されたが、 だけで、 (『国家学会雑誌』第四巻第四十五号掲載、明治二十三年)、その原稿の飜刻を含む「ボアソナード氏刑法意見」(国学 明治八年九月から九年四月にかけて、 初めて西欧流の刑法草案を作成した。この草案は、「日本帝国刑法初案」と呼ばれ、第一編名例八十二条だ (前掲『日本刑法草案会議筆記』第Ⅰ分冊「解題」)。おそらく、その頃であろう、 司法省刑法草案取調掛で、ボアソナードから指導を受けながら、日本人委員 井上毅 井上毅は、 「刑法問答」 清律と 審議せ

この問答で、井上毅は、 フランス刑法よりも清律の方が優れている点の一つとして、「仏律にては、他人を教令し 院大学日本文化研究所編『近代日本法制史料集』第九所収、昭和六十二年)で見ることができる。

じ。)というのに対し、「漢律 て罪を犯さしめたる者は、従 (清律を指す。佐立注。)にては、造意者は首と為して論ず。」という点を挙げている。 (原注。コンプリス)を以て論ず。」 (片仮名を平仮名に変え、濁点を補った。 以下同

允ならざるは、遺憾なりと云ふ可し。実に其の罪を教令したる以上は、所謂原謀者にして、主犯を以て論ず可きなり。 この点について、ボアソナードは「我が仏律、犯罪を教令したる者を以て、其の従犯となしたるに止めたるの甚だ平

是れ示さるる所の清律に定むる所たり。」と答えている。

五十九条及び第六十条である。complice を井上毅は「従」と訳し、前掲中村義孝訳は「共犯」と訳している。「造意 -他人を教令して罪を犯さしめたる者は、従を以て論ず。」という「仏律」は、第三節に掲げたナポレオン刑法典第

者は首と為して論ず。」という「漢律」は、清律の名例律、共犯罪分首従条の「共犯罪者、以造意為首、随従者減

行したときは、罪を犯すことを最初に決意した者一人を首犯として、その者に法定刑を科し、それ以外の者は、 (共に罪を犯す者は、造意を以て首と為し、随従する者は一等を減ず。)」という条文である。共同して犯罪を実 従犯

として、法定刑よりも一等軽い刑を科する、という意味である。

à cette action ou donné des instructions pour la commettre)」と同じ意味に受け取った上で、フランス刑法では教 令者は従犯であるが(ただし、正犯と同じ刑を科される。)、清律では「造意」即ち教令者は首犯として法定刑を科さ 井上毅は、清律の「造意」をフランス刑法の「他人を教令して罪を犯さしめたる者(ceux qui…auront provoqué

れる、 という違いがある、と認識したのである。もし、井上毅のこのような理解が正しければ、清律の共犯罪分首従

条の「共に罪を犯す者は、造意を以て首と為す。」という条文は、他人に教唆指示して犯罪を実行させた者は、

も犯罪を実行したか否かに関わりなく、首犯として、犯罪に対応する法定刑を科される、という意味であることにな

原則が定められていることになる。しかし、次節で説明するように、井上毅の理解は正しくないのである。 清律の中に、他人に教唆指示して犯罪を実行させた者に対しては、犯罪に対応する法定刑を科する、という一般

現行日本刑法の「教唆」と旧中国律の「造意」との関係について (二七〇)

ハ 「造意」について

明律の名例律、 清律の共犯罪分首従条の「共に罪を犯す者は、造意を以て首と為し、随従する者は一等を減ず。」という条文は、 共犯罪分首従条の条文をそのまま引き継いだものであり、明律の条文は、唐律の名例律、共犯罪造意

為首条の条文をそのまま引き継いだものである。

意」として処罰されるのは、 外規定が置かれていることから、「造意」は実行犯であることが原則であることを確かめることができる ずと雖も、仍お首と為す。)」、明律及び清律の刑律、人命、謀殺人条に「其造意者、身雖不行、仍為首論。」という例 行為者である場合もあれば、犯行現場に臨みさえしない場合もある。」と述べるけれども、実行犯ではない者が 意」は実行犯の一人でなければならない。唐賊盗律、謀殺人条に「造意者、雖不行、仍為首。(造意する者は、 罪を実行する、という意味であることは、律の中での「犯罪」という語の使われ方から見て疑いない。すると、「造 清律に於ける共犯」前掲。三十五頁)。滋賀秀三訳註「名例」(前掲。〔名四二〕二五二頁)は「造意者は同時に実行 「共に罪を犯す者(共犯罪者)」とは、共同して犯罪を実行した者、という意味である。「犯罪(罪を犯す)」が、犯 例外規定がある場合に限る。原則としては、「造意」に当たる者は、実行犯の中の一人

が「教令と造意の差異は、教令者が実際の行為に参加しないのに対し、造意者はさらに一歩すすんで実行行為に参加 井上毅は「造意」と教令とを混同したのであるが、 他人と共に犯罪を実行することができないからである。戴炎輝「清律に於ける共犯」(前掲。三十五頁) 確かに、 造意者は必ず教唆指示を行わなければならない。そう であり、必ず「首」犯とされるのである。

した点にある。」と説明するのは正しい。

者に対しては、唐律の賊盗律、謀殺人条の「造意者、雖不行、仍為首。」、明律及び清律の刑律、人命、謀殺人条の るのであろうか。第四節に掲げた規定に当てはまる場合はそれらの規定が適用される他、殺人を教唆して実行させた それでは、自らは犯罪を実行せずに、他人に教唆して犯罪を実行させた者は、旧中国律ではどのような扱いを受け

即しくは分を受けて行わざるは、各々本の首従の法に依る。若し造意する者、行わず、又た分を受けざれば、(中略 造意する者は従と為す。)」、明律及び清律の刑律、賊盗、盗賊窩主条の「強盗窩主造意、身雖不行、但分贓者、 本首従法。若造意者不行、又不受分、(中略)造意者為従。(共に盗む者は、(中略)造意及び従、行いて分を受けず、 せた者に対しては、唐律の賊盗律、共盗併贓論条の「共盗者、(中略)造意及従、行而不受分、即受分而不行、各依 - 其造意者、身雖不行、仍為首論。」の規定が適用され、強盗窃盗、及び恐喝取財等、盗に準じる罪を教唆して実行さ

若不行、又不分贓者、杖一百流三千里。(中略)窃盗窩主造意、身雖不行、但分臟者、為首論。若不行、又不分臟者 ず、又た臟を分かたざる者は杖一百流三千里。(中略)窃盗の窩主、造意するは、身、行わずと雖も、但そ臟を分か 為従論。(強盗の窩主 つ者は首と為して論ず。若し行わず、又た臟を分かたざる者は、従と為して論ず。)」という規定が適用される。 (隠れ家の主。佐立注。)、造意するは、身、行わずと雖も、但そ臟を分かつ者は斬。若し行わ

以上の場合の他は、自らは犯罪を実行せずに、他人に教唆して犯罪を実行させた者に対しては、犯罪の軽重に応じ 唐律の雑律、不応得為条、明律及び清律の刑律、雑犯、不応為条の「応に為すを得べからずして之れを為す者は

笞四十。事理重き者は杖八十。」の規定が適用されるであろう。陶安「唐律共犯概念再考」(『法制史研究』 5掲載

平成二十二年)は、「「共に罪を犯す者」(中略)は、実行に関わっていた者に制限されたのではなかろうか。」(一五

現行日本刑法の「教唆」と旧中国律の「造意」との関係について

兀二六

のではなかろうか。」(一五一頁)と述べるのは言い過ぎであろう。 注。)を除いては、「罪をそそのかす」行為についてそもそもそれを「可罰的なるもの」の範疇に分類していなかった 五頁)と正しく理解しているけれども、「唐律は、それらの特例(本稿第四節及び本節に掲げた規定を指す。 佐立

七 現行刑法の教唆条の正当性に対する疑

毅の誤まった教示を受けて、清律の共犯罪分首従条の「共に罪を犯す者は、造意を以て首と為す。」という条文は、 にして、主犯を以て論ず可きなり。 第五節に掲げたように、ボアソナードは、井上毅の質問に答えて、「実に其の罪を教令したる以上は、所謂原謀者 是れ示さるる所の清律に定むる所たり。」と述べている。ボアソナードは、

犯罪を教唆指示して実行させた者に対しては、自らも犯罪を実行したか否かに関わりなく、犯罪に対応する法定刑を

り。」と発言したのを正すことなく、「其方法の如何に拘はらず、教唆者は総て正犯と為すべきなり。」と発言してい 科する、という意味である、と誤解したのである。 『日本刑法草案』の編纂会議で、ボアソナードが第百十八条の原案について、「此条は総て支那律に基きたるものな 鶴田皓も、この条文をこのような意味に誤解していたことは

鶴田皓は、「其方法の如何に拘はらず」と述べているように、清律の共犯罪分首従条の「造意」が意味する教唆指

ることから知られる。

して、ボアソナードは、『日本刑法草案』第一稿第百五条の粗案では、ベルギー刑法第六十六条に倣って、教唆者が 対しては、教唆の方法の如何を問わず、正犯として法定刑を科する、と定めるべきである、と考えていた。それに対 方法の如何を問わない、と理解しており、それ故に、 編纂中の刑法草案でも、 犯罪を教唆して実行させた者に

正犯とされる教唆の方法を、「贈与、結約、擅権、姦謀」に限っていた(前掲『日本刑法草案会議筆記』第I分冊、

三八五頁。ボアソナードは「脅迫」の語を入れ忘れた、と思われる。)。『日本刑法草案』第二稿第百十五条でも「脅 迫贈与結約威権奸謀ヲ用ヒ、人ヲ教唆シテ」となっており、教唆者が正犯とされる教唆の方法が限られていた

『日本刑法草案会議筆記』第Ⅳ分冊、三○四三頁)。 ところが、『日本刑法草案』確定稿第百十八条では、第二稿第百十五条の「奸謀ヲ用ヒ」が「其他故意ヲ以テ」に

記』第I分冊、三八九頁。 変えられて、「脅迫贈与結約威権其他、故意ヲ以テ人ヲ教唆シテ」という文言になった(前掲 いう意味になり、また、教唆は故意に行うものであることは言うまでもないから、「脅迫、贈与、結約、威権」とい 同第Ⅳ分冊、三一一八頁)。これでは、「どんな方法を用いても、 故意に人を教唆して」と 『日本刑法草案会議筆

刑法第一〇五条の条文となり、そして、「重罪軽罪」が「犯罪」に、「犯サシメタル」が「実行セシメタル」に、「亦 ヲ犯サシメタル者ハ、亦正犯ト為ス。」という条文になったのであるが、それも当然である。この条文がそのまま旧 の修正案の第百五条で、「詐欺脅迫贈与結約威権其他、故意ヲ以テ」の文言が削除されて、「人ヲ教唆シテ、

う、教唆の方法を限定する語、そして「故意」の語を置く意味がない。第二節に書いたように、『刑法審査修正案』

正犯ト為ス」が「正犯ニ準ス」に変えられただけで、旧刑法第一〇五条の条文が現行刑法第六十一条第一項の条文 (表記平易化前)となったのである。

教唆の方法の如何を問わず、 という条文は、他人を教唆して犯罪を実行させた者に対しては、自らも犯罪を実行したか否かに関わりなく、また、 すると、現行刑法の教唆条は、旧刑法の教唆条を引き継いで、清律の「共に罪を犯す者は、造意を以て首と為す。」 犯罪に対応する法定刑を科する、という意味である、という旧刑法の立法者の誤解を踏

現行日本刑法の「教唆」と旧中国律の「造意」との関係について

Ŧī.

襲して作られたことになるのである。

第一節に掲げた「刑法改正案」参考書は「教唆者は実行正犯に非ざるも、其責任に於ては正犯と同一」と述べるけ

が悪質なのではなかろうか。現行刑法の教唆条の、自らは犯罪を実行せずに、他人を教唆して犯罪を実行させた者に 対して、一律に、犯罪に対応する法定刑を科する、という定めは、正当なのであろうか。このような定めになったの れども、本当にそうなのであろうか。教唆するだけで犯罪を実行しない者よりも、教唆されて犯罪を実行した者の方

条が成り立つための主たる根拠が、はじめから存在しない、ということなのである。よって、現行刑法の教唆条の正 は、もともと、旧刑法の立法者が清律の条文の意味を誤解していたからなのである。ということは、現行刑法の教唆

当性を疑わざるを得ないのである。